



愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年1月29日金曜日 第176号

◇ 目 次 ◇

県営土地改良事業の事業計画書の縦覧.....（農地整備課）.....60

肥料登録有効期間の更新.....（農産園芸課）.....60

解除予定保安林.....（森林整備課）.....60

港湾施設の概要.....（港湾海岸課）.....60

急傾斜地崩壊危険区域の指定.....（砂防課）.....61

土砂災害警戒区域の指定.....（ " ）.....61

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....（ " ）.....62

建設業者の許可の取消し.....（東予地方局管理課）.....66

道路の供用開始（県道川之江大豊線）.....（東予地方局四国中央土木事務所）.....67

開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）.....67

建設業者の許可の取消し.....（南予地方局管理課）.....67

道路の区域変更（県道伊延東多田線）.....（南予地方局西予土木事務所）.....67

教育委員会告示

令和3年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項の一部改正.....（高校教育課）.....68

選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定の一部改正.....（選挙管理委員会）.....68

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....（ " ）.....69

雑 報

令和2年度行政書士試験合格者の公示.....（私学文書課）.....69

正 誤

令和元年12月24日付け第67号愛媛県選挙管理委員会告示第46号（不在者投票のできる施設の指定の一部改正）中.....（選挙管理委員会）.....69

告 示

○愛媛県告示第96号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、八幡浜市真網代、上泊地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和3年1月29日

愛媛県知事 中村時広

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・真穴第二地区）計画書の写し
- 縦覧期間
令和3年2月1日から3月2日まで
- 縦覧場所
八幡浜市役所本庁

○愛媛県告示第97号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和3年1月29日

愛媛県知事 中村時広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
令和9年1月29日	愛媛県第1261号	魚かす粉末	6.0魚荒かす粉末	窒素全量 6.0 りん酸全量 6.0	該当無し	えひめ南農業協同組合 愛媛県宇和島市栄町港3丁目30番地

○愛媛県告示第98号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年1月29日

愛媛県知事 中村時広

- 解除予定保安林の所在場所
宇和島市津島町増穂丁1075の166
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第99号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、東予港湾施設施設の概要を次のとおり公示する。

令和3年1月29日

愛媛県知事 中村時広

種類	位置	数量及び能力
野積場	西条市今在家1140番1外	面積 1,048平方メートル

○愛媛県告示第100号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び市役所において縦覧に供する。

令和3年1月29日

愛媛県知事 中村時広

光明寺A（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成19年3月愛媛県告示第620号）

光明寺Aの項で指定した標柱17号から標柱13号までを順次結んだ線、標柱13号と次に掲げる地番の土地に存する標柱23号から標柱27号までを順次結んだ線及び標柱27号と標柱17号を結んだ線に囲まれた区域

市町		地番	標柱
新居浜市	七宝台町	乙65番1	23号
		乙65番103	24号
		乙65番145	25号
		乙65番146	26号
	光明寺一丁目	甲474番1	27号

○愛媛県告示第101号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和3年1月29日

愛媛県知事 中村時広

土砂災害警戒区域		
名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
久司浦B 350 - - 49 4(1)	越智郡上島町弓削久司浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
明神B 350 - - 10 (1)	越智郡上島町弓削明神 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
土生A 350 - - 21 (1)	越智郡上島町弓削土生 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊

恵生 351 - - 52 4(1)	越智郡上島町生名 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
中の谷 351 - - 2 (1)	越智郡上島町生名 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
丸山A 351 - - 8 (1)	越智郡上島町生名 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
西B 352 - - 2 (1)	越智郡上島町岩城 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
大谷川 350 - 1428	越智郡上島町弓削大谷 (次の図のとおり)	土石流
間山川 350 - 1434	越智郡上島町弓削上弓削 (次の図のとおり)	土石流
船越川 左支川 352 - 1453	越智郡上島町岩城 (次の図のとおり)	土石流
船越川 352 - 1454	越智郡上島町岩城 (次の図のとおり)	土石流
長江川 352 - 1455	越智郡上島町岩城 (次の図のとおり)	土石流
小漕川 352 - 1459	越智郡上島町岩城 (次の図のとおり)	土石流
赤石川 352 - 1460 - 1	越智郡上島町岩城 (次の図のとおり)	土石流
地獄谷 川 352 - 1461	越智郡上島町岩城 (次の図のとおり)	土石流
三谷川 352 - 1462	越智郡上島町岩城 (次の図のとおり)	土石流
妙見谷 川 352 - 2241	越智郡上島町岩城 (次の図のとおり)	土石流

松井 349 - NK - 112	越智郡 上島町 魚番耕地 (次の 図のと おり)	地すべり
大木 349 - NK - 113	越智郡 上島町 魚番耕地 (次の 図のと おり)	地すべり
大谷 350 - NK - 114	越智郡 上島町 大谷 (次の 図のと おり)	地すべり
谷 352 - NK - 116	越智郡 上島町 岩城 (次の 図のと おり)	地すべり
浜 352 - NK - 117	越智郡 上島町 岩城 (次の 図のと おり)	地すべり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、
今治土木事務所及び上島町に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第102号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和3年1月29日

愛媛県知事 中村時広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
篠塚 349 - 48 3(1)	越智郡 上島町 魚島 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	篠塚 349 - 48 3(1)	越智郡 上島町 魚島 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊
春日 349 - 48 4(1)	越智郡 上島町 魚島 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	春日 349 - 48 4(1)	越智郡 上島町 魚島 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊
中上 349 - 48 6(1)	越智郡 上島町 魚島 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	中上 349 - 48 6(1)	越智郡 上島町 魚島 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊
恵比須 349 - 48 7(1)	越智郡 上島町 魚島 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	恵比須 349 - 48 7(1)	越智郡 上島町 魚島 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊
井ノ浦 349 - 48 8(1)	越智郡 上島町 魚島 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	井ノ浦 349 - 48 8(1)	越智郡 上島町 魚島 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊

大木 B 349 - 49 0(1)	越智郡 上島町 魚島 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	大木 B 349 - 49 0(1)	越智郡 上島町 魚島 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
浦 A 349 - 49 1(1)	越智郡 上島町 魚島 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	浦 A 349 - 49 1(1)	越智郡 上島町 魚島 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
浦 B 349 - 49 2(1)	越智郡 上島町 魚島 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	浦 B 349 - 49 2(1)	越智郡 上島町 魚島 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
大木 A 349 - 1 (1)	越智郡 上島町 魚島 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	大木 A 349 - 1 (1)	越智郡 上島町 魚島 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
久司浦 A 350 - 49 3(1)	越智郡 上島町 久司浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	久司浦 A 350 - 49 3(1)	越智郡 上島町 久司浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
上弓削 A 350 - 49 5(1)	越智郡 上島町 上弓削 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	上弓削 A 350 - 49 5(1)	越智郡 上島町 上弓削 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
上弓削 B 350 - 49 6(1)	越智郡 上島町 上弓削 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	上弓削 B 350 - 49 6(1)	越智郡 上島町 上弓削 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
引野 A 350 - 49 7(1)	越智郡 上島町 引野 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	引野 A 350 - 49 7(1)	越智郡 上島町 引野 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
引野 B 350 - 49 8(1)	越智郡 上島町 引野 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	引野 B 350 - 49 8(1)	越智郡 上島町 引野 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
下弓削 E 350 - 50 0(1)	越智郡 上島町 下弓削 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	下弓削 E 350 - 50 0(1)	越智郡 上島町 下弓削 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
下弓削 D 350 - 50 1(1)	越智郡 上島町 下弓削 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	下弓削 D 350 - 50 1(1)	越智郡 上島町 下弓削 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
下弓削 C 350 - 50 2(1)	越智郡 上島町 下弓削 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	下弓削 C 350 - 50 2(1)	越智郡 上島町 下弓削 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
下弓削 B 350 - 50 3(1)	越智郡 上島町 下弓削 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	下弓削 B 350 - 50 3(1)	越智郡 上島町 下弓削 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり

掛浦 352 - - 12 (1)	越智郡 上島町 岩城 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	掛浦 352 - - 12 (1)	越智郡 上島町 岩城 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
海原 352 - - 13 (1)	越智郡 上島町 岩城 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	海原 352 - - 13 (1)	越智郡 上島町 岩城 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
船越 352 - - 14 (1)	越智郡 上島町 岩城 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	船越 352 - - 14 (1)	越智郡 上島町 岩城 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
暮坂 352 - - 15 (1)	越智郡 上島町 岩城 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	暮坂 352 - - 15 (1)	越智郡 上島町 岩城 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
浜田 352 - - 16 (1)	越智郡 上島町 岩城 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	浜田 352 - - 16 (1)	越智郡 上島町 岩城 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
小漕2 352 - - 17 (1)	越智郡 上島町 岩城 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	小漕2 352 - - 17 (1)	越智郡 上島町 岩城 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
赤石 352 - - 18 (1)	越智郡 上島町 岩城 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	赤石 352 - - 18 (1)	越智郡 上島町 岩城 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
高原 352 - - 19 (1)	越智郡 上島町 岩城 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	高原 352 - - 19 (1)	越智郡 上島町 岩城 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
取間川 349 - 2232	越智郡 上島町 魚島 (次の 図のと おり)	土石流	取間川 349 - 2232	越智郡 上島町 魚島 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
国道川 350 - 1429	越智郡 上島町 弓削久 司浦 (次の 図のと おり)	土石流	国道川 350 - 1429	越智郡 上島町 弓削久 司浦 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
沢津川 350 - 1430	越智郡 上島町 弓削沢 津 (次の 図のと おり)	土石流	沢津川 350 - 1430	越智郡 上島町 弓削沢 津 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西狩尾 川 350 - 2233	越智郡 上島町 弓削狩 尾 (次の 図のと おり)	土石流	西狩尾 川 350 - 2233	越智郡 上島町 弓削狩 尾 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西大谷 川 350 - 2234	越智郡 上島町 弓削大 谷 (次の 図のと おり)	土石流	西大谷 川 350 - 2234	越智郡 上島町 弓削大 谷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

東川 350 - 2235	越智郡 上島町 弓削大 谷 (次の 図のと おり)	土石流	東川 350 - 2235	越智郡 上島町 弓削大 谷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
東大谷 川 350 - 2236	越智郡 上島町 弓削大 谷 (次の 図のと おり)	土石流	東大谷 川 350 - 2236	越智郡 上島町 弓削大 谷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
深山尻 川 351 - 2237	越智郡 上島町 生名 (次の 図のと おり)	土石流	深山尻 川 351 - 2237	越智郡 上島町 生名 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
赤石川 352 - 1460 - 2	越智郡 上島町 岩城 (次の 図のと おり)	土石流	赤石川 352 - 1460 - 2	越智郡 上島町 岩城 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
船越上 川 352 - 2238	越智郡 上島町 岩城 (次の 図のと おり)	土石流	船越上 川 352 - 2238	越智郡 上島町 岩城 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
百山川 上川 352 - 2239	越智郡 上島町 岩城 (次の 図のと おり)	土石流	百山川 上川 352 - 2239	越智郡 上島町 岩城 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
小漕東 川 352 - 2240	越智郡 上島町 岩城 (次の 図のと おり)	土石流	小漕東 川 352 - 2240	越智郡 上島町 岩城 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
東上赤 石川上 川 352 - 2242	越智郡 上島町 岩城 (次の 図のと おり)	土石流	東上赤 石川上 川 352 - 2242	越智郡 上島町 岩城 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
東赤石 川上川 352 - 2243	越智郡 上島町 岩城 (次の 図のと おり)	土石流	東赤石 川上川 352 - 2243	越智郡 上島町 岩城 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
東赤石 川 352 - 2244	越智郡 上島町 岩城 (次の 図のと おり)	土石流	東赤石 川 352 - 2244	越智郡 上島町 岩城 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
赤石川 上川 352 - 2245	越智郡 上島町 岩城 (次の 図のと おり)	土石流	赤石川 上川 352 - 2245	越智郡 上島町 岩城 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、
今治土木事務所及び上島町に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第103号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和3年1月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般 - 1) 第 17324号	令 和 元 年 6 月 11 日	秋 山 工 業 (株)	秋 山 周 三	新 居 浜 市 東 田 1 - 甲 1300	令 和 2 年 12 月 10 日	消 防 施 設 工 事 業	建 設 業 の 廃 止 (一 部)

○愛媛県告示第104号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和3年1月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道 路 の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 日
県 道	川 之 江 大 豊 線	四 国 中 央 市 新 宮 町 馬 立 5415 番 2 か ら 同 町 馬 立 5415 番 3 まで	令 和 3 年 1 月 29 日

○愛媛県告示第105号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。
 令和3年1月29日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
2 中 局 建 (開) 第 39 号 令 和 3 年 1 月 20 日	東 温 市 田 窪 字 井 手 ノ 上 343 番 7	東 温 市 田 窪 1299 番 地 2 宮 本 純 宮 本 真 理 子

○愛媛県告示第106号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。
 令和3年1月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(特 - 29) 第 2407号	平 成 29 年 9 月 28 日	(株)元 親 建 設	大 麦 和 男	西 予 市 野 村 町 予 子 林 847	令 和 2 年 12 月 7 日	土 木 工 事 業、 建 築 工 事 業 造 園 工 事 業 水 道 施 設 工 事 業	建 設 業 の 廃 止

○愛媛県告示第107号

道路法（昭和27年法律180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和3年1月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道 路 の 種 類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	伊 延 東 多 田 線	西 予 市 宇 和 町 東 多 田 89 番 地 先 から 同 町 東 多 田 375 番 1 まで	旧	メートル 4.5 ~ 9.7 9.7 ~ 9.7	キロメートル 0.068 0.068	
		西 予 市 宇 和 町 東 多 田 89 番 地 先 から 同 町 東 多 田 375 番 1 地 先 まで	新	9.7 ~ 9.7	0.068	

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第2号

令和3年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項（令和2年10月愛媛県教育委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

令和3年1月29日

愛媛県教育委員会

教育長 田 所 竜 二

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
第3 一般入学者選抜				第3 一般入学者選抜			
1～4 省略				1～4 省略			
5 学力検査等				5 学力検査等			
(1)～(3) 省略				(1)～(3) 省略			
(4) 期日及び日程				(4) 期日及び日程			
期 日	時 間	教 科 等		期 日	時 間	教 科 等	
令和3年 3月11日(木)	省略			令和3年 3月11日(木)	省略		
	<u>10:50～11:15</u>	省略			<u>10:45～11:10</u>	省略	
	<u>11:35～12:25</u>	省略			<u>11:25～12:15</u>	省略	
	<u>12:25～13:20</u>	省略			<u>12:15～13:10</u>	省略	
	<u>13:25～14:15</u>	省略			<u>13:15～14:05</u>	省略	
令和3年 3月12日(金)	省略			令和3年 3月12日(金)	省略		
	<u>10:55～11:55</u>	省略			<u>10:50～11:50</u>	省略	
	<u>11:55～12:55</u>	省略			<u>11:50～12:50</u>	省略	
	<u>13:05～</u>	省略			<u>13:00～</u>	省略	
(5) 省略				(5) 省略			
6～8 省略				6～8 省略			

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第6号

不在者投票のできる施設の指定（平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

令和3年1月29日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大 塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
1～3 省略				1～3 省略			
4 老人ホーム				4 老人ホーム			
名 称	種 類	所 在 地	指定年月日	名 称	種 類	所 在 地	指定年月日
省略				省略			
なごみ	省略			なごみ	省略		
カインドハウス 南鳥生	<u>有料老人 ホーム</u>	<u>今治市南鳥生町二 丁目3-43</u>	<u>令和3年1月 19日</u>				
カインドハウス 北浜	<u>有料老人 ホーム</u>	<u>今治市北浜町3- 10</u>	<u>令和3年1月 19日</u>				
省略				省略			

省略			
省略			

5・6 省略

養護老人ホーム 石燧園	養護老人 ホーム	西条市小松町大頭 甲1104	昭和38年10月 29日
省略			
養護老人ホーム 明水荘	養護老人 ホーム	西条市明屋敷501 - 1	昭和54年1月 30日
省略			

5・6 省略

○愛媛県選挙管理委員会告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和3年1月29日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,151,114
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,023
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 243,890

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊予郡	43,300	14,434
南宇和郡	18,352	6,118
松山市・上浮穴郡	435,632	139,272
今治市・越智郡	137,945	45,982
宇和島市・北宇和郡	75,692	25,231
八幡浜市・西宇和郡	36,713	12,238
新居浜市	99,199	33,067
西条市	90,621	30,207
大洲市・喜多郡	50,066	16,689
伊予市	30,983	10,328
四国中央市	72,578	24,193
西予市	31,886	10,629
東温市	28,147	9,383

雑 報

○公 告

令和2年度行政書士試験合格者の公示について

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により愛

媛県知事から一般財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験の合格者を次のとおり公示する。

令和3年1月29日

一般財団法人行政書士試験研究センター
理事長 多賀谷 一 照

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
7510009	7510109	7510182	7510304
7510016	7510112	7510184	7510373
7510022	7510117	7510187	7510376
7510054	7510132	7510192	7510387
7510059	7510139	7510214	7510397
7510068	7510145	7510217	7510402
7510076	7510147	7510245	7510410
7510088	7510153	7510269	7510422
7510093	7510170	7510273	
7510094	7510171	7510290	
7510096	7510181	7510299	

正 誤

○正 誤

令和元年12月24日付け第67号愛媛県選挙管理委員会告示第46号（不在者投票のできる施設の指定の一部改正）中

ページ	箇所	誤	正
842	表 改正後欄 3 介護医療院 年月日欄	令和 年 月 日	令和元年12月20日
842	表 改正後欄 4 老人ホーム 年月日欄 上から3段目	令和 年 月 日	令和元年12月20日